

福岡県県土整備部随意契約見積心得書

(目的)

第1条 県土整備部が発注する建設工事、調査、測量及び設計等に関し、随意契約を行う場合における見積書の徴収その他の取扱いについては、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

(仕様書等の熟覧)

第2条 見積をしようとする者(以下「見積人」という。)は、仕様書、図面、契約書の案、現場等を熟覧のうえ、見積しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(見積等)

第3条 見積書は、別記様式1により作成し、見積依頼書で指定した見積書提出締切日時までに契約担当者(規則第143条第1項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)へ提出するものとする。

2 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

3 見積人は、代理人をして見積をさせるときは、その委任状を別記様式2により作成し、提出させなければならない。

4 前項の場合、見積書には会社名、代表者名及び代理人名を併記すること。

5 見積人又は見積人の代理人は、当該見積に係る他の見積人の代理をすることはできない。

(見積の辞退)

第4条 見積依頼を受けた者は、見積書の提出までは、見積を辞退することができる。

2 見積依頼を受けた者は、見積を辞退するときは、見積書提出締切日時までに見積辞退届(別記様式3)を提出することより申し出るものとする。

3 見積書提出後、見積書提出締切日時までの間に見積を辞退するときは、電話でその旨を申し出るとともに、電子メール又はFAXにより見積辞退届(別記様式3)を提出するものとする。

4 見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第5条 見積人は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積人は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積

意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

- 3 見積人は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。
- 4 見積人は、談合情報等があった場合には、契約担当者の事情聴取等に協力しなければならない。
- 5 本条第1項から第3項に該当する場合又は該当する疑いやおそれが払拭できないとされた場合は見積を無効とすることがある。

(見積の延期又は取りやめ等)

- 第6条 見積参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の見積)

第7条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1) 所定の場所及び日時に到達しないとき
- (2) 委任状を提出しない代理人のした見積
- (3) 記名を欠く見積
- (4) 金額の記載がないもの
- (5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項が確認できない見積
- (6) 明らかに連合等によると認められる見積
- (7) 見積合わせの日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の見積
- (8) くじ番号の記載のないとき(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない見積を含む。)
- (9) その他見積に関する条件に違反した見積

(契約の相手方の決定)

第8条 見積を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を、契約の相手方とする。

(再度の見積)

第9条 前条の場合において予定価格の制限に達した見積がないときは、必要に応じ直ちに再度の見積合わせを行わせることがある。

(同価格の見積者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第10条 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、見積書に記載されたくじ番号を用いたくじを実施し契約の相手方を決定する。

(契約保証金等)

第11条 契約の相手方は、契約書を作成する場合において、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保(以下「契約保証金等」という。)を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付又は提供を要しない。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社と工事履行保証契約(契約金額100分の10以上)を締結し、当該保険会社はその証券を提出する場合
- (3) 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
ただし、建設工事に係るものにあつては、契約金額500万円未満のものに限る。
- (4) 契約金額が250万円以下の場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当する随意契約を締結する場合

(契約書等の提出)

第12条 契約の相手方は、契約の相手方を決定した日から原則として7日(福岡県の休日定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除く。)以内に契約書(契約金額が100万円未満の場合は請書とする。以下同じ。)を契約担当者に提出し、契約を締結しなければならない。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方として資格を失うものとする。
- 3 落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しないものとする。
- 4 契約の相手方が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるので、直ちに、課税(免税)事業者届出書を提出すること。
- 5 受注者は、工事請負契約締結後7日以内に請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、当該工事の掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。

(誓約書の提出)

第13条 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出すること。ただし、労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書の提出は、建設工事に限る。

- 2 前項に規定する誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(異議の申立)

第14条 見積人は、見積後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明

を理由として異議を申し出ることにはできない。

(人権尊重の取組に関する事項)

第15条 見積人は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。